平成２９年（フ）第６号
長崎県諫早市高来町峰113番地１、旧住所長崎県諫早市高来町小船津140番地１
破産者　山下　伸治
１　決定年月日　平成29年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第３５７号
大分県別府市石垣西４丁目３番28―101号　ブルーム石垣
破産者　景山　博文
１　決定年月日　平成29年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３６２号
大分市大字光吉2155番地の９（市営１Ａ６―75）
破産者　安部　文生
１　決定年月日　平成29年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２２１号
鹿児島県鹿児島市武岡１丁目41番地２
破産者　田尻　將人
１　決定年月日　平成29年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第４３６号
鹿児島県鹿児島市上之園町21番地７（湖城ビル306号）
破産者　山里慎太郎
１　決定年月日　平成29年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第３０号
鹿児島県鹿児島市坂元町８番13号
破産者　岩崎　茂子
１　決定年月日　平成29年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４３号
鹿児島県鹿児島市清水町29番25―1203号
破産者　春田　紗帆
１　決定年月日　平成29年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第５９号
鹿児島県鹿児島市谷山中央５丁目18番15号　グランドハイツ古垣Ｉ―401号
破産者　園田　善信
１　決定年月日　平成29年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２号
秋田県鹿角市花輪字大川添37番地２パンションピュアパレス210号室、前住所秋田県鹿角市八幡平字赤渕189番地１
破産者　阿部　達也
１　決定年月日　平成29年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２８年（フ）第１９９８号
横浜市旭区白根３丁目19番８号　旭白根荘６号室
破産者　伊東　吉夫
１　決定年月日　平成29年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４３６号
神奈川県茅ヶ崎市円蔵２丁目４番62―403号　稲岡ハイツ
破産者　古賀カツ子（旧姓田尻）
１　決定年月日　平成29年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５６号
神奈川県三浦郡葉山町長柄1242番地の１　リバーサイド葉山201
破産者　酒井　真吾
１　決定年月日　平成29年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１４号
神奈川県藤沢市辻堂西海岸２丁目９番２～505号
破産者　半田　祐一
１　決定年月日　平成29年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１５６号
新潟県見附市本所１丁目15番45号
破産者　斎藤　勝利
１　決定年月日　平成29年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第２９号
金沢市粟崎町２丁目161番地13、従前の住所石川県かほく市白尾ナ105番地８
破産者　塗装の山崎こと　山崎　竜司
１　決定年月日　平成29年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８６号
兵庫県加東市南山３丁目２番地７　ラシーネ南山202号、前住所兵庫県三田市学園３丁目２番地　Ｇ棟708号
破産者　岡中　康弘
１　決定年月日　平成29年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第４号
兵庫県加西市吉野町314番地の22　市営吉野団地１―12、破産手続開始決定時の住所兵庫県加西市北条町東南196番地の１　サンライズ北条２―204号
破産者　萩原美千代
１　決定年月日　平成29年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第６１号
佐賀県唐津市妙見町7154番地１
破産者　増本　清貴
１　決定年月日　平成29年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部